

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（名称等） 第 2 条 〔略〕 2 〔略〕 3 生活介護施設は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する事業（以下「生活介護事業」という。）を行う。 4 〔略〕 （契約の解除等） 第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活介護事業の利用に関する契約を解除し、又は生活介護施設の利用を停止し、制限し、若しくは終了させることができる。 〔略〕 災害その他の事故により、生活介護施設を利用することができなくなったとき。 〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第 2 条 〔略〕 2 〔略〕 3 生活介護施設は、<u>障害者自立支援法</u>（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する事業（以下「生活介護事業」という。）を行う。 4 〔略〕 〔同左〕 第 9 条 〔同左〕 〔略〕 災害その他の事故により、生活介護施設の利用ができなくなったとき。 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。